

【事業概要】

1. 目的

介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図り、介護人材を確保するため、職員の負担軽減や業務効率化に向けて県内の介護事業者が介護ロボットやICT等の介護テクノロジー機器を導入するために必要な経費の一部を助成する。

2. 補助対象事業所

○石川県内の介護事業所

○介護保険法に基づく全サービス及び老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム

3. 補助対象経費

○介護テクノロジー機器（介護記録ソフト含む）

「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等

（（公財）テクノエイド協会提供の「福祉用具情報システム（TAIS）」で「介護テクノロジー」として選定された機器は原則として補助対象。）

○その他

介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断できる機器

○導入支援と一体的に行う業務改善支援

コンサルティング会社等による業務改善支援の経費

※消費税及び地方消費税に係る経費は補助対象外とします。

※ICTメニューは原則 1 事業所 1 回だったが、今年度より回数制限は撤廃

R7年度石川県介護テクノロジー定着支援事業



【補助対象事業と補助額】

事業項目	国の補助内容	導入事例等	県補助基準額(案)	
(1) 介護テクノロジー	①重点分野に該当する介護テクノロジー、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等	①移乗支援、④入浴支援	1機器につき 100万円	(1)~(3) 1事業所につき 上限額 400万円
		②移動支援、③排泄支援、⑤見守り・コミュニケーション支援、⑥介護業務支援、⑦機能訓練支援、⑧食事・栄養管理支援、⑨認知症生活支援・認知症ケア支援	1機器につき 30万円	
	②「介護業務支援」に該当する介護記録ソフト	介護記録ソフト	1事業所につき 250万円	
(2) その他の機器	介護従事者の身体的負担の軽減など介護サービスの質の向上につながると判断できる機器	重点分野に該当しない移乗機器、生産性向上に資する福祉用具(スライディングボード)、インカム、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車、給与や勤怠管理ソフトなど	1機器につき 100万円	
(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援	介護テクノロジーを導入ために、外部コンサル会社のサポート等を受けるための費用	※メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象外	1事業所につき 45万円	
(4) パッケージ型	(1)の「介護業務支援」と、そのテクノロジーと連動するテクノロジーを導入する場合の経費	伴走支援事業にて伴走支援が決定した事業所が導入する介護テクノロジー機器	1事業所につき 500万円	(1)~(3)との 併用不可
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(2)において、補助は1機種限り(複数の機種への補助は認めない) ・介護テクノロジーの利用するためのWi-Fi環境整備費用、PCやタブレット端末などは経費に含む(通信料は×) 			

5 . 応募資格

- いしかわ介護業務改善相談支援センターが実施する研修を計4回中2回以上受講すること（内1回は「介護生産性向上基礎セミナー」必須。オンデマンド受講可）。
- 入所系サービスは利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること。
- 通所・訪問系サービスは令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

6 . 募集時期

- 1回目 9月下旬ごろ
- 2回目 11月ごろ

お問い合わせ先
石川県健康福祉部長寿社会課 施設サービスグループ
電話番号：076-225-1416 / FAX番号：076-225-1418